

## 令和8年度(2026年度)高齢者等带状疱疹定期接種について

### 1 対象者 ①、②、③のいずれかに該当し、接種を希望する宝塚市民

|   |  |
|---|--|
| ① | 令和9年(2027年)4月1日時点で65歳の人  |
| ② | 令和9年(2027年)4月1日時点で70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の人               |
| ③ | 接種時点で60歳～64歳の人で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する人で、身体障害者手帳1級の認定を受けている人 |

※過去に带状疱疹予防接種(生ワクチンは1回、不活化(組換え)ワクチンは2回)を受けている人は、原則定期接種対象外となります。

### 2 接種期間 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

### 3 带状疱疹ワクチンについて

水痘・带状疱疹ウイルスに対する免疫を高めて带状疱疹の発症や重症化を予防することが目的です。

|              | 生ワクチン<br>(乾燥弱毒生水痘ワクチン)<br>「ビケン」  | 不活化(組換え)ワクチン<br>(乾燥組換え带状疱疹ワクチン)<br>「シングリックス」   |
|--------------|--|--|
| 接種回数<br>(部位) | 1回(皮下)<br>※免疫不全状態の方及び薬剤治療等により免疫抑制状態の方は接種できません。<br>※輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上置いて接種してください。 | 標準として2か月間隔で2回接種(筋肉内)<br>※1回目接種から2か月後以上6か月後までに接種<br>例)1回目4月5日に接種<br>2回目6月5日以降から10月5日までに接種   |
| 自己負担額        | 4,000円/回<br>(生活保護適用証明書、中国残留邦人支援給付受給証明書を持参すると自己負担金なし)   | 11,000円/回(2回合計で22,000円)  |
| 予防効果<br>(注1) | 【带状疱疹に対する予防効果】<br>接種後1年 60%程度<br>接種後5年 40%程度<br><br>【带状疱疹後神経痛に対する予防効果】<br>接種後3年 60%程度                                  | 【带状疱疹に対する予防効果】<br>接種後1年 90%以上<br>接種後5年 90%程度<br>接種後10年後 70%程度<br><br>【带状疱疹後神経痛に対する予防効果】<br>接種後3年 90%以上                                       |
| 副反応<br>(注1)  | 30%以上 注射部位の発赤<br>10%以上 注射部位のそう痒感・熱感・腫脹・疼痛・硬結<br>1%以上 発疹、倦怠感等<br>【重大な副反応】頻度は不明<br>アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎             | 70%以上 注射部位の疼痛<br>30%以上 注射部位の発赤、筋肉痛、疲労<br>10%以上 頭痛、注射部位の腫脹、胃腸症状、悪寒、発熱<br>1%以上 そう痒感、倦怠感、その他の疼痛<br>【重大な副反応】頻度は不明<br>ショック、アナフィラキシー<br>ギラン・バレー症候群 |

(注1) 厚労省「带状疱疹の予防接種についての説明書」を基に記載

### 4 带状疱疹について

带状疱疹の原因は、水痘・带状疱疹ウイルスです。水ぼうそう治癒後、体内に潜伏していたウイルスが、加齢やストレスなどで免疫力が低下したとき再活性化し、そのウイルスが神経に沿って移動し皮膚に到達すると带状疱疹を発症します。主な症状は、水ぶくれを伴う赤い発疹が、体の左右どちら

かに帯状に現れます。強い痛みを伴うことが多く、症状は3~4週間ほど続きます。多くは腕や胸、背中に症状が出ますが、顔や首などに現れることもあります。また合併症の1つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「帯状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすことがあります。

## 5 注意事項(よく読んで必ず守ってください)

- (1) 定期接種は、自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種を行います。対象者の意思確認が困難な場合、家族またはかかりつけ医の協力により対象者本人の意思確認をすることは認められます。
- (2) ワクチン接種前の注意
  - ア 予診票は、ワクチンを受ける人の健康状態をよく把握するために必要な資料です。自分で記入することが難しい場合には、健康状態をよく把握している家族の方がご記入ください。
  - イ 次の人は、接種できません。
    - ・ 明らかな発熱を呈している人(37.5℃以上の人)
    - ・ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
    - ・ 当該疾患に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな人
    - ・ その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある人
  - ウ 次の人は、ワクチン接種に際し、医師とよく相談してください。
    - ・ 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する人
    - ・ 予防接種で接種後2日以内に発熱がみられた人、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
    - ・ 過去にけいれんの既往のある人
    - ・ 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
    - ・ 本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人
    - ・ 麻しん(はしか)、風しん(三日はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘(水ぼうそう)等ウイルス性疾患にかかった人で、治癒後4週間を経過していない人
    - ・ 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害を有する人(不活化(組換え)ワクチンの接種を希望する場合のみ)
- (3) ワクチン接種後の注意
  - ア 接種後は、接種部位を清潔に保ってください。
  - イ 接種当日は、はげしい運動は避けて、いつもどおりの生活をしてください。
  - ウ 普段と変わらなければ接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこするのはやめてください。
  - エ 接種した部位が赤くなったり、腫れたり、痛んだり、軽い発熱などが起きることがあります。もし、局所の異常反応や体調の変化さらに高熱等の異常な症状が生じた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。
  - オ 生ワクチンは接種後4週間、不活化(組換え)ワクチンは接種後1週間は副反応の出現に注意してください。
  - カ 抜歯、手術等は緊急の場合を除き、接種後1か月は避けてください。

## 6 予防接種健康被害救済制度について

- (1) 予防接種法に基づく予防接種を受けた方に、医療機関で入院を要する治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると国の審査会が認定したときは、給付を受けることができます。
- (2) 健康被害の程度等に応じて、医療費・医療手当(入院を要する場合)、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。
- (3) 本予防接種はB類疾病の定期接種のため、給付の請求期限があります。医療費の場合、当該医療費の支給の対象となる費用の支払いが行われた時から5年となります。

[問合せ] 宝塚市健康推進課(宝塚市立健康センター) 予防接種担当

電話 0797-86-0056 / FAX 0797-83-2421